

## 水道料金改定の検討について



## 目次

### はじめに

#### 前回までの審議会の内容

#### 1 料金改定の算定方法

- (1) 総括原価方式について
- (2) 総括原価の分解・配分内訳について
- (3) 総括原価の算定：費用の配分について
- (4) 固定費の配分基準について（案）
- (5) 総括原価の基本料金、従量料金の分配について（案）
- (6) 料金体系について
- (7) 料金改定の考え方（案）
- (8) 基本料金の配賦について（案）
- (9) 従量料金の配賦について（案）

#### 2 水道料金の改定について

- (1) 水道料金改定案
- (2) 水道料金改定案の料金比較
- (3) 水道料金改定案のメリット・デメリット

#### 【参考】 資産維持費について

はじめに

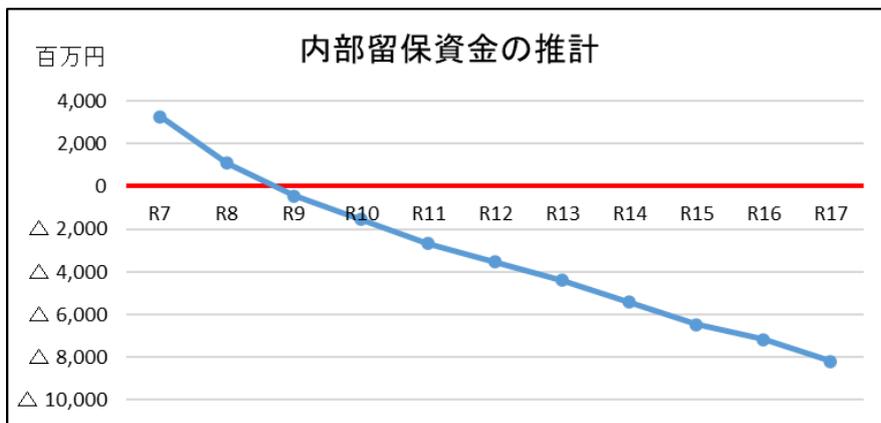
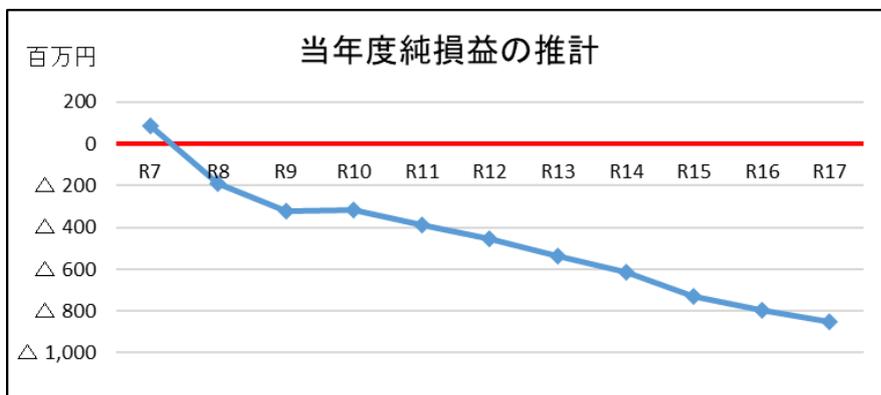
1 前回までの審議会の内容

(1) 内部留保資金について

災害時に水道料金収入がなくなった場合でも、継続して事業運営ができるよう、給水収益約半年分と災害時の緊急修繕等の復旧費を確保するため、内部留保資金を概ね 30 億円確保することとしました。

(2) 投資・財政試算について

投資・財政試算の結果、県営水道の値上や物価高騰等により、当年度純利益が令和 8 年度には、純損失となり、その後も回復する見込みがなく、累積欠損金が増加し、事業運営に必要な財源についても、令和 9 年度には、マイナスとなる見込みとなりました。



(3) 水道料金改定の必要性について

このような収支ギャップや財源不足の対策として、県営水道の料金算定に影響する承認基本給水量の見直し、水道料金関係の郵便物の削減、老朽管更新等における管網の見直し、適正口径への縮径、国庫補助金の要件が変更となっていることから、対象の事業については、補助金の活用など、引き続き経費削減等に努めますが、根本的な解決とはならないため、主な収入である水道料金の改定を行わないと収支均衡及び健全経営が難しい状況となりました。

## 1 料金改定の算定方法

### (1) 総括原価方式について

水道事業に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定されています。

$$\boxed{\text{営業費用}} + \boxed{\text{資本費用}} = \boxed{\text{総括原価}}$$

人件費、修繕費、  
減価償却費等

支払利息、  
資産維持費※

料金収入

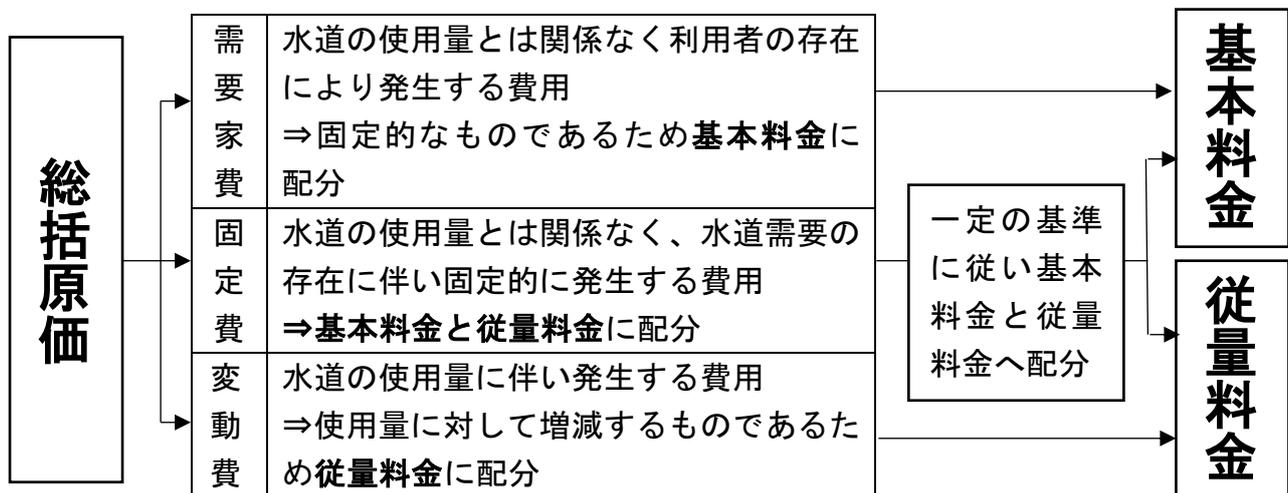
水道料金で回収すべき  
費用の総額

※資産維持費

物価上昇や施設の高度化等による減価償却費不足に対応するため、プラスして計上するもの（【参考】参照）

### (2) 総括原価の分解・配分内訳について

水道料金体系は、水道料金算定要領に基づき以下の手順で「総括原価」を分解・配分することで検討を行います。



### 本市の費用例

需要家費の主な費用：検針、集金関係費、量水器関係費等

固定費の主な費用：施設維持管理費、受水費（基本料金）、減価償却費、支払利息等

変動費の主な費用：受水費（従量料金）、動力費等

(3) 総括原価の算定：費用の配分について

次のような想定を基に総括原価を算定し、需要家費、固定費、変動費に分配します。

案2 算定期間 令和8年度～令和12年度 5年間

改定時期 令和9年4月(4月調定分)

資産維持費 償却資産0.5%

経営戦略期間中(令和8年度～令和17年度)、水道料金改定後は純利益を確保し、災害時等に水道料金の収入がない場合でも経営できるように、内部留保資金を約30億円確保できるよう財源不足分は、企業債を発行する。

(単位：百万円)

費用		需要家費	固定費	変動費	計		
原浄水部門費	維持管理費	0	6,912	4,114	11,026		
	減価償却費等	0	2,804	0	2,804		
	資本費用	支払利息	0	122	0	122	
		資産維持費	0	276	0	276	
	小計	0	10,114	4,114	14,228		
配給水部門費	維持管理費	0	2,363	940	3,303		
	減価償却費等	0	7,288	0	7,288		
	資本費用	支払利息	0	321	0	321	
		資産維持費	0	728	0	728	
	小計	0	10,700	940	11,640		
一般管理業務部門費	検針・集金関係費	維持管理費	563	0	4	567	
		減価償却費等	3	0	0	3	
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
			資産維持費	1	0	0	1
		小計	567	0	4	571	
	量水器関係費	維持管理費	926	0	4	930	
		減価償却費等	34	0	0	34	
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
			資産維持費	2	0	0	2
	小計	962	0	4	966		
	その他管理業務費	維持管理費	0	624	23	647	
		減価償却費等	0	8	0	8	
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
資産維持費			0	0	0	0	
小計	0	632	23	655			
計	維持管理費	1,489	9,899	5,085	16,473		
	減価償却費等	37	10,100	0	10,137		
	資本費用	支払利息	0	443	0	443	
		資産維持費	3	1,004	0	1,007	
	小計	1,529	21,446	5,085	28,060		

(4) 固定費の配分基準について (案)

固定費は基本料金として配分される費目であるが、固定費の全額を基本料金に配分すると基本料金が著しく高くなるため、固定費を一定の基準で基本料金と従量料金へ配分します。

水道料金算定要領に記載されている配分基準

- ① 負荷率：固定費総額に対し、最大配水量に対する最大配水量と平均配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし残余の固定費を従量料金とする方法 (1日平均配水量/1日最大配水量×100)
- ② 施設利用率：固定費総額に対し、施設能力に対する施設能力と平均配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし残余の固定費を従量料金とする方法 (1日平均配水量/施設能力×100)
- ③ 最大稼働率：固定費総額に対し、施設能力に対する施設能力と最大配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし残余の固定費を従量料金とする方法 (1日最大配水量/施設能力×100)
- ④ 配給水部門費を基本料金とし他は従量料金とする方法

配分基準の違いによる分配割合

配分基準	基本料金 (%)	従量料金 (%)
① 負荷率	6.8	93.2
② 施設利用率	15.4	84.6
③ 最大稼働率	9.2	90.8
④ 配給水部門	49.9	50.1

令和元年度から令和5年度決算の平均値

1日平均配水量 95,161 m<sup>3</sup>、1日最大配水量 102,094 m<sup>3</sup>

施設能力 112,500 m<sup>3</sup> (令和5年度決算数値)

表中の④配給水部門の割合は、(3)で分配した額で算出

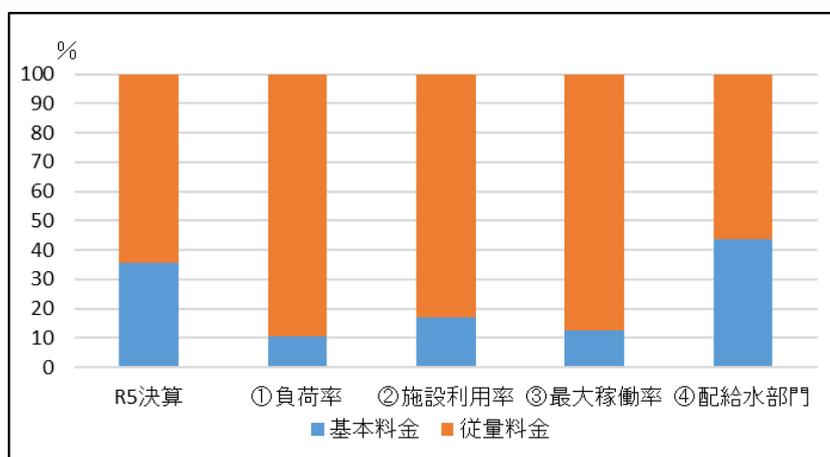
(5) 総括原価の基本料金、従量料金の分配について (案)

需要家費を基本料金、変動費を従量料金に分配、固定費は、水道料金算定要領の条件により基本料金と従量料金に分配

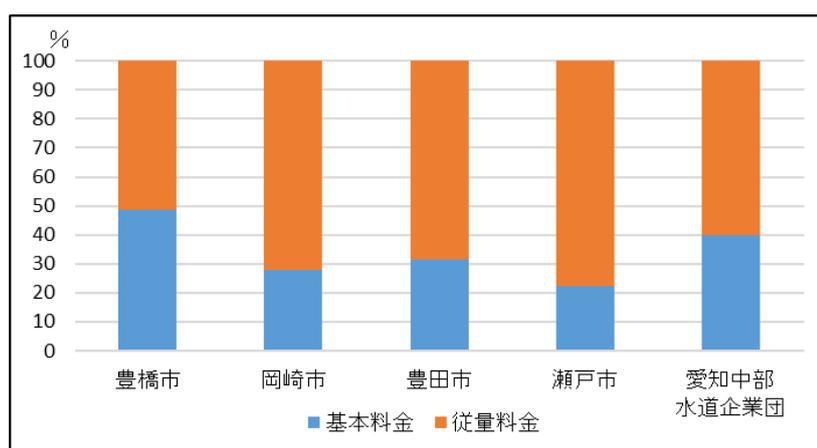
配分基準	基本料金 (%)	従量料金 (%)
① 負荷率	10.6	89.4
② 施設利用率	17.2	82.8
③ 最大稼働率	12.5	87.5
④ 配給水部門	43.6	56.4

### 令和5年度決算の実際の水道料金割合

	金額（円）	割合（％）
基本料金	1,600,485,015	35.8
従量料金	2,867,898,331	64.2



### 県内水道事業団体の料金改定算定時等の設定基本料金・従量料金割合



※ 豊橋市は、令和4年度の実績数値です。

他の4団体は、水道料金改定算定時の割合で、いずれも令和4年度の実績より基本料金割合を増加させて算定しています。

#### ○考え方

現行の料金体系は、固定費に1日最大配水量に対する1日最大配水量と1日最小配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残余の固定費を従量料金となるように設定されています。

また、水道料金を改定又は予定している他団体の状況は、基本料金割合を増加して算定する傾向にあります。

これは、給水人口の減少、節水機器などによる水需要の減少などを考慮し、水需要の影響をうける従量料金よりも、基本料金により、安定した収入を確保することが望ましいとの判断からだと考えられます。

したがって、①～③の方法によると基本料金割合が現行の水道料金より少なくなってしまうため、今回の分配方法は、④の配給水部門を基本料金とする方法が妥当であると考えています。

④固定費の配給水部門を基本料金に分配した場合 (単位：百万円)

費用	合計	配分	
		基本料金	従量料金
需要家費	1,529	1,529	0
固定費	21,446	10,700	10,746
変動費	5,085	0	5,085
総計	28,060	12,229	15,831
割合		43.6%	56.4%

(6) 料金体系について

現在の料金体系

1か月分水道料金単価表 (税抜)

用途	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金			
			使用水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円) / m <sup>3</sup>		
一般用	13 20 25	750 1,070 1,970	1～10	19		
			11～20	103		
			21～30	138		
			31～40	176		
			41～50	210		
			51～	237		
	30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	1～50	210		
			51～100	237		
			101～200	242		
			201～	254		
			湯屋用	4,800	1～200	7
					201～	27
			一時用		3,360	1～

## 現在の1か月当たりの水道料金（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	940	1,970	3,350	5,110	7,210	19,060	42,760	66,460
20mm	1,260	2,290	3,670	5,430	7,530	19,380	43,080	66,780
25mm	2,160	3,190	4,570	6,330	8,430	20,280	43,980	67,680
30mm	5,560	7,660	9,760	11,860	13,960	25,810	50,010	75,410
40mm	8,540	10,640	12,740	14,840	16,940	28,790	52,990	78,390
50mm	11,800	13,900	16,000	18,100	20,200	32,050	56,250	81,650
75mm	26,490	28,590	30,690	32,790	34,890	46,740	70,940	96,340
100mm	43,860	45,960	48,060	50,160	52,260	64,110	88,310	113,710
150mm	97,140	99,240	101,340	103,440	105,540	117,390	141,590	166,990
200mm	155,700	157,800	159,900	162,000	164,100	175,950	200,150	225,550
湯屋用	4,870	4,940	5,010	5,080	5,150	5,500	6,200	8,900
一時用	5,900	8,440	10,980	13,520	16,060	28,760	54,160	79,560

現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる2部料金制、口径別料金制（湯屋用、一時用除く）で、従量料金は、使用量が増加するほど単価が高くなる逦増制を採用しており、生活用水として使用されることが多い小口径区分の単価を低く設定しています。

(7) 料金改定の考え方(案)

水道料金は、市民の生活に直結するため、激変緩和のため、現状の料金体系は、大きく変えないこととします。

① 基本料金と従量料金からなる2部料金制の維持

安定した収入を確保できる「基本料金」と、使用量に応じた負担を求めることのできる「従量料金」の組み合わせである「2部料金制」を維持します。

② 口径別料金制度の維持

「用途別料金制度」に比べ、公平性、料金体系の明確性等の面が優れている「口径別料金制度」を維持します。

③ 逓増制の維持及び逓増度の設定

従量料金の使用水量区分を細かく設定し、使用量が増加するほど単価が高くなる逓増制は、生活用水として使用される事の多い区分の単価が低く設定できるため、逓増制を維持し、逓増度も現状の状況に応じて設定します。

(8) 基本料金の配賦について(案)

基本料金については、現在の料金体系と同様に生活用水として使用されることが多い小口径区分が高くなりすぎないように、水道料金算定要領に基づき算定を行います。

① 需要家費

ア 検針・集金関係費 各使用者に対し1件1月当たりの単価を算出し均等配賦

イ 量水器関係費は、量水器の取得価格比により1件1月当たりの単価を算出し差別配賦

② 固定費のうち基本料金分

口径別理論流量比を水道料金算定要領に記載のある地域の需要実態を考慮した補正係数で、現在の料金体系と大幅変更とならないよう補正した流量比を基に、給水戸数1戸あたりの月額に配賦

(9) 従量料金の配賦について（案）

現在の従量料金体系についても、生活用水に必要な小口径区分が低くなるよう設定しています。そのため、水道料金算定要領に記載のある均一料金とする考え方もありますが、口径 13～25mm の使用者が全体の約 99.5% をしているため、均一料金とすると大部分の利用者である小口径区分が相当な負担増となるため、現行の逡増制を維持し、逡増度も大きく変動しないように、現状の利用状況を踏まえ配賦します。

計算方法

令和 5 年度の口径別、使用水量区分別の実績従量料金の割合と実績従量料金収入の割合を基に、総括原価の固定費の従量料金分と変動費の合計額と料金改定期間の合計有収水量を料金体系の区分ごとに按分し、単価を算出し、現在の料金体系と大きく変わらないよう調整した単価とします。

$$\text{区分ごとの従量料金} \div \text{区分ごとの有収水量} = \text{区分ごとの従量料金単価}$$

口径別給水戸数（令和 5 年度末）

口径 (mm)	年間給水戸数 (戸)	給水戸数割合 (%)
13	98,908	66.075
20	48,708	32.539
25	1,349	0.901
30	26	0.017
40	475	0.317
50	136	0.091
75	77	0.051
100	10	0.007
150	1	0.001
200	0	0.000
湯屋	0	0.000
一時	1	0.001
合計	149,691	100.000

口径別有収水量の割合（令和5年度）

（単位：％）

水量 (m <sup>3</sup> ) 口径 (mm)	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51- 100	101- 200	201-	合計
13	28.75	14.86	5.22	1.55	0.48	0.42			51.28
20	16.43	11.17	4.43	1.42	0.50	0.84			34.79
25	0.43	0.32	0.26	0.21	0.18	1.58			2.98
30	0.03					0.01	0.01	0.00	0.05
40	0.77					0.57	0.81	2.11	4.26
50	0.23					0.19	0.31	1.32	2.05
75	0.15					0.14	0.26	2.46	3.01
100	0.02					0.02	0.04	1.27	1.35
150	0.002					0.002	0.004	0.20	0.21
200	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00
湯屋	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00
一時	0.02								0.02

口径別従量料金の割合（令和5年度）

（単位：％）

水量 (m <sup>3</sup> ) 口径 (mm)	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51- 100	101- 200	201-	合計
13	5.99	16.77	7.90	2.98	1.12	1.08			35.84
20	3.42	12.61	6.70	2.74	1.15	2.17			28.79
25	0.09	0.36	0.39	0.41	0.41	4.12			5.78
30	0.07					0.03	0.03	0.00	0.13
40	1.77					1.50	2.15	5.88	11.30
50	0.54					0.51	0.82	3.67	5.54
75	0.34					0.38	0.68	6.85	8.25
100	0.04					0.05	0.10	3.53	3.72
150	0.004					0.005	0.01	0.57	0.59
200	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00
湯屋	0.00					0.00	0.00	0.00	0.00
一時	0.06								0.06

## 2 水道料金の改定について

算定期間 令和8年度～令和12年度 5年間

改定時期 令和9年4月（4月調定分）

経営戦略期間中（令和8年度～令和17年度）、水道料金改定後は純利益を確保し、災害時等に水道料金の収入がない場合でも経営できるよう、内部留保資金を約30億円確保

### （1）水道料金改定案

- ① 案1 資産維持費 水道料金算定要領に記載のある標準資産維持率  
償却資産の3%

平均改定率 47.5%

水道料金1か月単価比較表（税抜）

口径 (mm)	基本料金			使用 水量(m <sup>3</sup> )	従量料金		
	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)		現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
13 20 25	750 1,070 1,970	1,580 2,220 3,930	830 1,150 1,960	1～10	19	25	6
				11～20	103	136	33
				21～30	138	181	43
				31～40	176	232	56
				41～50	210	272	62
				51～	237	314	77
30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	6,620 12,770 23,590 52,030 85,030 198,170 308,370	3,160 6,330 13,890 27,640 43,270 103,130 154,770	1～50 51～100 101～200 201～	210 237 242 254	272 314 314 334	62 77 72 80
湯屋用	4,800	9,970	5,170	1～200	7	9	2
				201～	27	35	8
一時用	3,360	6,980	3,620	1～	254	334	80

※ 湯屋用、一時用の基本料金は、口径別基本料金単価の平均増加率107.7%で算出  
湯屋用の従量料金は、口径別従量料金単価の平均増加率30.9%で算出  
一時用の従量料金は、現行と同じ、最高単価としています。

改定後の1か月当たりの水道料金（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	1,830	3,190	5,000	7,320	10,040	25,740	57,140	88,540
20mm	2,470	3,830	5,640	7,960	10,680	26,380	57,780	89,180
25mm	4,180	5,540	7,350	9,670	12,390	28,090	59,490	90,890
30mm	9,340	12,060	14,780	17,500	20,220	35,920	67,320	100,720
40mm	15,490	18,210	20,930	23,650	26,370	42,070	73,470	106,870
50mm	26,310	29,030	31,750	34,470	37,190	52,890	84,290	117,690
75mm	54,750	57,470	60,190	62,910	65,630	81,330	112,730	146,130
100mm	87,750	90,470	93,190	95,910	98,630	114,330	145,730	179,130
150mm	200,890	203,610	206,330	209,050	211,770	227,470	258,870	292,270
200mm	311,090	313,810	316,530	319,250	321,970	337,670	369,070	402,470
湯屋用	10,060	10,150	10,240	10,330	10,420	10,870	11,770	15,270
一時用	10,320	13,660	17,000	20,340	23,680	40,380	73,780	107,180

改定後の1か月当たりの小口径水道料金増加額（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	890	1,220	1,650	2,210	2,830	6,680	14,380	22,080
20mm	1,210	1,540	1,970	2,530	3,150	7,000	14,700	22,400
25mm	2,020	2,350	2,780	3,340	3,960	7,810	15,510	23,210

- ② 案2 資産維持費 純利益の部分を資産維持費とし、償却資産の0.5%  
 財源不足の場合は、企業債を発行し確保  
 平均改定率 25.0%

水道料金1か月単価比較表（税抜）

口径 (mm)	基本料金			使用 水量(m <sup>3</sup> )	従量料金		
	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)		現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
13 20 25	750 1,070 1,970	1,180 1,660 2,910	430 590 940	1~10	19	22	3
				11~20	103	122	19
				21~30	138	162	24
				31~40	176	208	32
				41~50	210	240	30
				51~	237	281	44
30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	4,930 9,400 18,350 39,120 63,130 147,760 229,280	1,470 2,960 8,650 14,730 21,370 52,720 75,680	1~50	210	240	30
				51~100	237	281	44
				101~200	242	281	39
				201~	254	300	46
湯屋用	4,800	7,460	2,660	1~200	7	8	1
				201~	27	32	5
一時用	3,360	5,220	1,860	1~	254	300	46

※ 湯屋用、一時用の基本料金は、口径別基本料金単価の平均増加率55.4%で算出  
 湯屋用の従量料金は、口径別従量料金単価の平均増加率16.8%で算出  
 一時用の従量料金は、現行と同じ、最高単価としています。

改定後の1か月当たりの水道料金（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	1,400	2,620	4,240	6,320	8,720	22,770	50,870	78,970
20mm	1,880	3,100	4,720	6,800	9,200	23,250	51,350	79,450
25mm	3,130	4,350	5,970	8,050	10,450	24,500	52,600	80,700
30mm	7,330	9,730	12,130	14,530	16,930	30,980	59,080	89,080
40mm	11,800	14,200	16,600	19,000	21,400	35,450	63,550	93,550
50mm	20,750	23,150	25,550	27,950	30,350	44,400	72,500	102,500
75mm	41,520	43,920	46,320	48,720	51,120	65,170	93,270	123,270
100mm	65,530	67,930	70,330	72,730	75,130	89,180	117,280	147,280
150mm	150,160	152,560	154,960	157,360	159,760	173,810	201,910	231,910
200mm	231,680	234,080	236,480	238,880	241,280	255,330	283,430	313,430
湯屋用	7,540	7,620	7,700	7,780	7,860	8,260	9,060	12,260
一時用	8,220	11,220	14,220	17,220	20,220	35,220	65,220	95,220

改定後の1か月当たりの小口径水道料金増加額（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	460	650	890	1,210	1,510	3,710	8,110	12,510
20mm	620	810	1,050	1,370	1,670	3,870	8,270	12,670
25mm	970	1,160	1,400	1,720	2,020	4,220	8,620	13,020

- ③ 案3 資産維持費 本来の目的である資産維持費を足りない財源を確保  
 できる額とし、償却資産の1.0%  
 平均改定率 29.5%

水道料金1か月単価比較表（税抜）

口径 (mm)	基本料金			使用 水量(m <sup>3</sup> )	従量料金		
	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)		現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
13 20 25	750 1,070 1,970	1,260 1,770 3,110	510 700 1,140	1~10	19	23	4
				11~20	103	125	22
				21~30	138	166	28
				31~40	176	213	37
				41~50	210	249	39
				51~	237	289	52
30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	5,260 10,070 19,390 41,670 67,460 157,720 244,900	1,800 3,630 9,690 17,280 25,700 62,680 91,300	1~50  51~100 101~200 201~	210  237 242 254	249  289 289 302	39  52 47 48
湯屋用	4,800	7,960	3,160	1~200	7	8	1
				201~	27	32	5
一時用	3,360	5,570	2,210	1~	254	302	48

※ 湯屋用、一時用の基本料金は、口径別基本料金単価の平均増加率65.7%で算出  
 湯屋用の従量料金は、口径別従量料金単価の平均増加率19.9%で算出  
 一時用の従量料金は、現行と同じ、最高単価としています。

改定後の1か月当たりの水道料金（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	1,490	2,740	4,400	6,530	9,020	23,470	52,370	81,270
20mm	2,000	3,250	4,910	7,040	9,530	23,980	52,880	81,780
25mm	3,340	4,590	6,250	8,380	10,870	25,320	54,220	83,120
30mm	7,750	10,240	12,730	15,220	17,710	32,160	61,060	91,260
40mm	12,560	15,050	17,540	20,030	22,520	36,970	65,870	96,070
50mm	21,880	24,370	26,860	29,350	31,840	46,290	75,190	105,390
75mm	44,160	46,650	49,140	51,630	54,120	68,570	97,470	127,670
100mm	69,950	72,440	74,930	77,420	79,910	94,360	123,260	153,460
150mm	160,210	162,700	165,190	167,680	170,170	184,620	213,520	243,720
200mm	247,390	249,880	252,370	254,860	257,350	271,800	300,700	330,900
湯屋用	8,040	8,120	8,200	8,280	8,360	8,760	9,560	12,760
一時用	8,590	11,610	14,630	17,650	20,670	35,770	65,970	96,170

改定後の1か月当たりの小口径水道料金増加額（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	550	770	1,050	1,420	1,810	4,410	9,610	14,810
20mm	740	960	1,240	1,610	2,000	4,600	9,800	15,000
25mm	1,180	1,400	1,680	2,050	2,440	5,040	10,240	15,440

- ④ 案4 資産維持費 純利益の部分を資産維持費とし、償却資産の0.1%  
 残りの財源は、企業債を発行し確保  
 平均改定率 21.4%

水道料金1か月単価比較表（税抜）

口径 (mm)	基本料金			使用 水量(m <sup>3</sup> )	従量料金		
	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)		現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
13 20 25	750 1,070 1,970	1,120 1,570 2,740	370 500 770	1~10	19	22	3
				11~20	103	119	16
				21~30	138	159	21
				31~40	176	204	28
				41~50	210	238	28
				51~	237	275	38
30 40 50 75 100 150 200	3,460 6,440 9,700 24,390 41,760 95,040 153,600	4,660 8,870 17,510 37,060 59,660 139,750 216,720	1,200 2,430 7,810 12,670 17,900 44,710 63,120	1~50	210	238	28
				51~100	237	275	38
				101~200	242	275	33
				201~	254	292	38
湯屋用	4,800	7,060	2,260	1~200	7	8	1
				201~	27	31	4
一時用	3,360	4,940	1,580	1~	254	292	38

※ 湯屋用、一時用の基本料金は、口径別基本料金単価の平均増加率47.1%で算出  
 湯屋用の従量料金は、口径別従量料金単価の平均増加率14.7%で算出  
 一時用の従量料金は、現行と同じ、最高単価としています。

改定後の1か月当たりの水道料金（税抜）

（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	1,340	2,530	4,120	6,160	8,540	22,290	49,790	77,290
20mm	1,790	2,980	4,570	6,610	8,990	22,740	50,240	77,740
25mm	2,960	4,150	5,740	7,780	10,160	23,910	51,410	78,910
30mm	7,040	9,420	11,800	14,180	16,560	30,310	57,810	87,010
40mm	11,250	13,630	16,010	18,390	20,770	34,520	62,020	91,220
50mm	19,890	22,270	24,650	27,030	29,410	43,160	70,660	99,860
75mm	39,440	41,820	44,200	46,580	48,960	62,710	90,210	119,410
100mm	62,040	64,420	66,800	69,180	71,560	85,310	112,810	142,010
150mm	142,130	144,510	146,890	149,270	151,650	165,400	192,900	222,100
200mm	219,100	221,480	223,860	226,240	228,620	242,370	269,870	299,070
湯屋用	7,140	7,220	7,300	7,380	7,460	7,860	8,660	11,760
一時用	7,860	10,780	13,700	16,620	19,540	34,140	63,340	92,540

改定後の1か月当たりの小口径水道料金増加額（税抜）

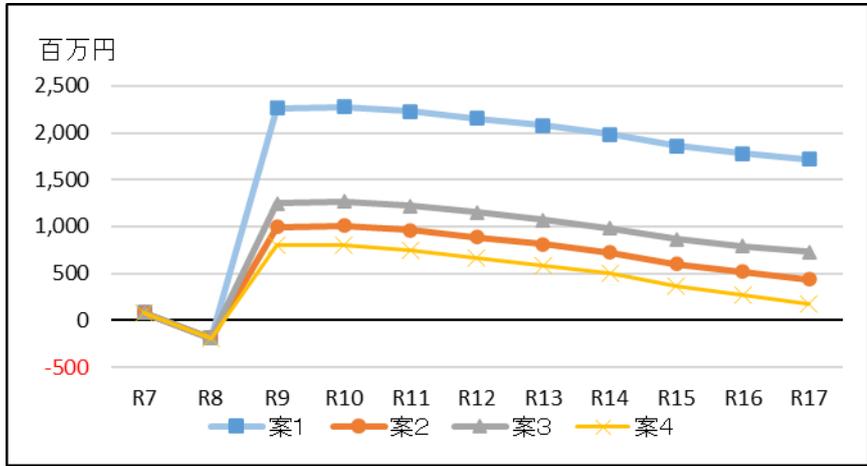
（単価：円）

水量 口径	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
13mm	400	560	770	1,050	1,330	3,230	7,030	10,830
20mm	530	690	900	1,180	1,460	3,360	7,160	10,960
25mm	800	960	1,170	1,450	1,730	3,630	7,430	11,230

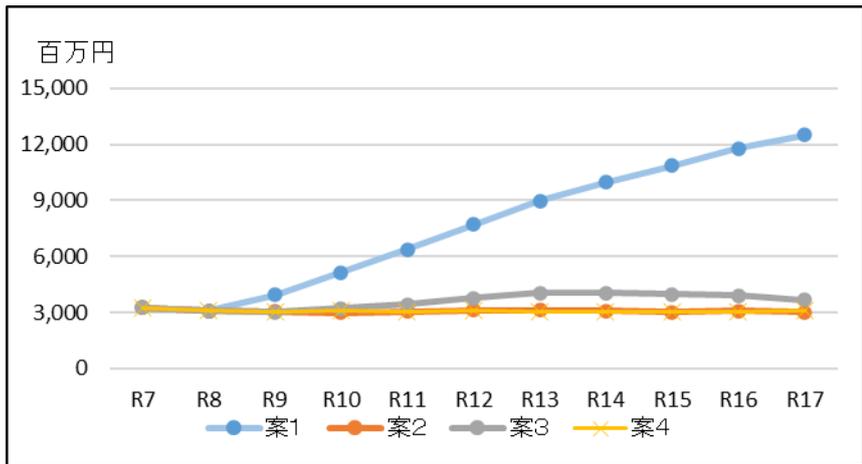
(2) 水道料金改定案の料金比較

案1・・・平均改定率 47.5%  
 案2・・・平均改定率 25.0%  
 案3・・・平均改定率 29.5%  
 案4・・・平均改定率 21.4%

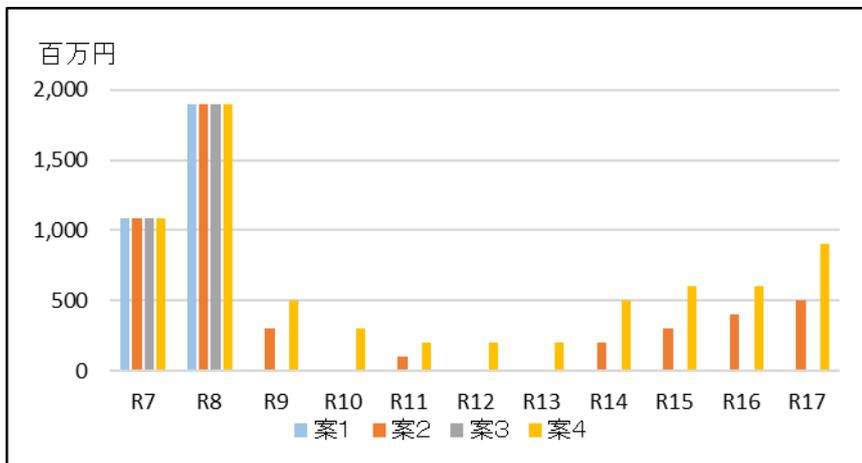
純損益の比較



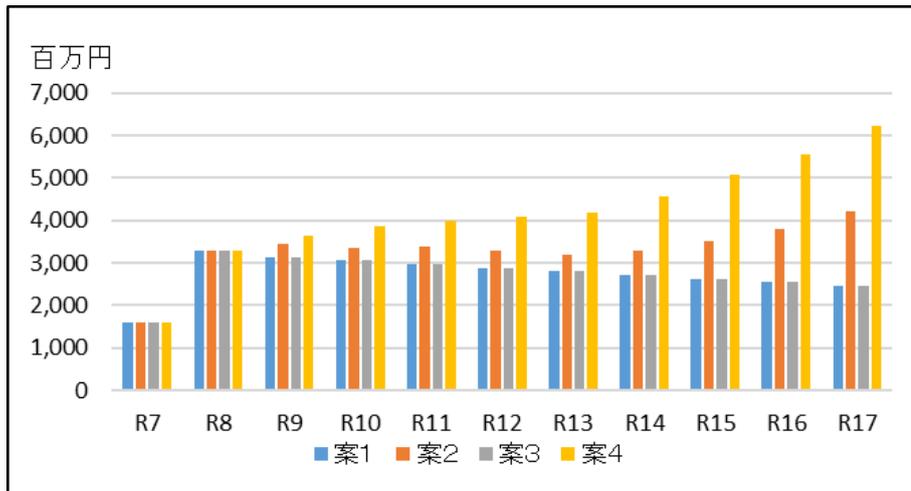
内部留保資金の比較



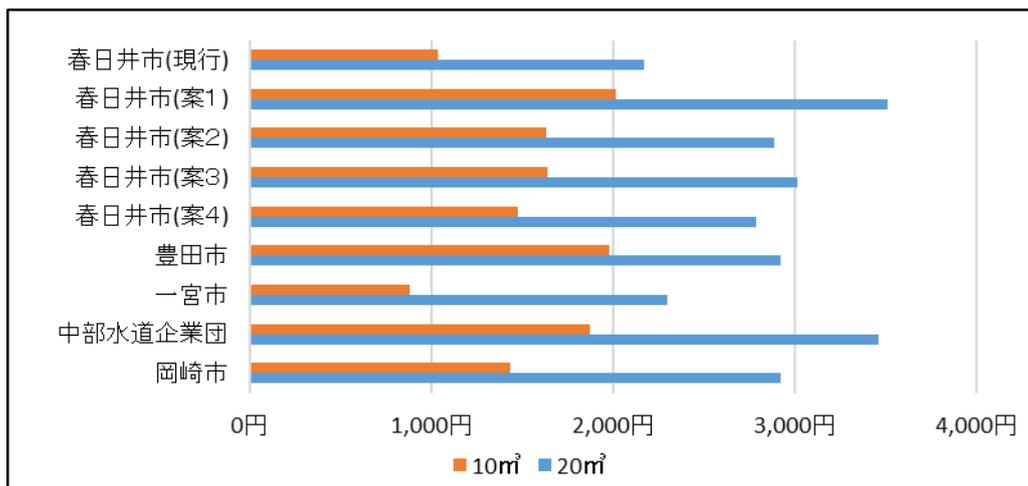
企業債の発行額の比較



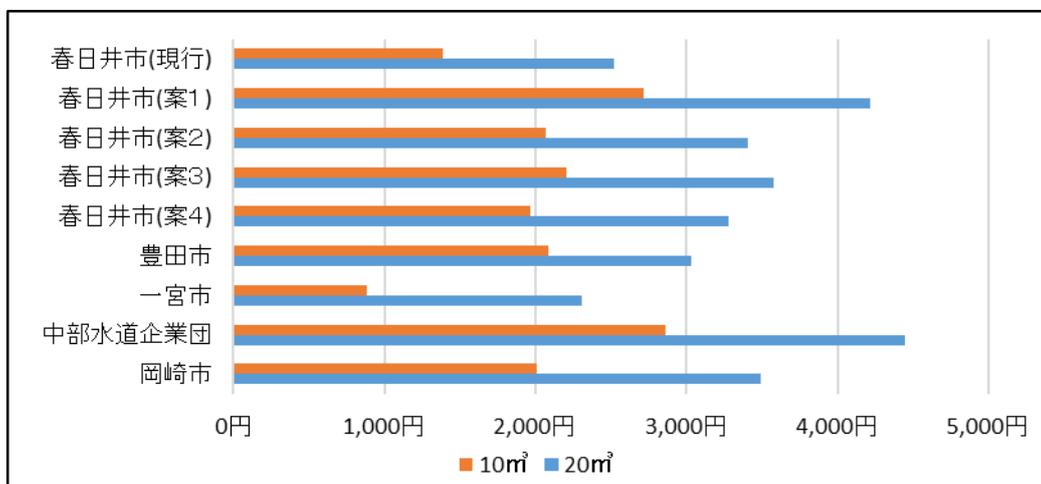
## 企業債の未償還残高



口径 13mm で 10 m<sup>3</sup> 及び 20 m<sup>3</sup> 使用した場合の 1 か月当たりの水道料金の比較  
(令和 6 年度～令和 7 年度に改定及び予定の県内水道事業団体との比較)



口径 20mm で 10 m<sup>3</sup> 及び 20 m<sup>3</sup> 使用した場合の 1 か月当たりの水道料金の比較  
(令和 6 年度～令和 7 年度に改定及び予定の県内水道事業団体との比較)



(3) 水道料金改定案のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
案1 平均 改定率 47.5%	<p>水道料金算定要領の標準資産維持率の償却資産の3%を水道料金に計上するため、純利益がかなり上がり、長期の財政試算である30年後まで、純利益を保つことができる見込みの案となります。</p> <p>また、財源も純利益により確保できるため、料金改定後は、企業債を発行しないで安定経営が続けられる見込みの案となります。</p>	<p>現在の水道料金からの増加率が大きく、水道使用者にかなりの負担を強いることとなります。</p> <p>また、利益が急激に上がりすぎるため、将来更新が来たときのために留保しておく費用として、必要なものではありませんが、説明が難しく、水道使用者への理解が難しい案となります。</p>
案2 平均 改定率 25.0%	<p>水道料金収入からなる純利益で財源をまかない足りない部分についてのみ企業債を発行するバランスの良い案となります。</p> <p>経営戦略期間中は、安定した経営ができる見込みで、財源不足分についてのみ企業債を発行することで、企業債の発行を抑えることができます。</p>	<p>経営戦略期間の令和17年度までは、安定した経営が続けられる試算ですが、それ以降、利益が減少し、それに伴い財源不足が発生し、企業債の発行額が増加する見込みの案です。</p> <p>経営戦略の改定に合わせ料金改定を含め再検討が必要な案です。</p>
案3 平均 改定率 29.5%	<p>水道料金収入からなる純利益で財源をまかなう案となります。経営戦略期間中は、利益によって財源が賄えることから、企業債を発行することなく安定経営ができる見込みで、案1よりも利益を抑えた案となります。</p>	<p>経営戦略期間の令和17年度までは、安定した経営が続けられる試算ですが、それ以降、案2よりも時期が後になりますが、財源不足が発生し、企業債の発行が必要となり発行額が増加する試算です。</p> <p>経営戦略の改定に合わせ料金改定を含め再検討が必要な案です。</p>
案4 平均 改定率 21.4%	<p>水道料金収入からなる純利益と企業債を発行して財源を確保する案となります。案2よりも水道利用者の負担を軽減した案となります。</p>	<p>利益を減らし企業債を多く発行して財源確保するため、企業債残高が多くなる案となります。</p> <p>また、利益が少ないことから、欠損金となる可能性があり、財源試算でも、令和18年度には欠損金となる見込みであるため、直ぐの料金改定を検討することとなる可能性がある案となります。</p>

## 【参考】

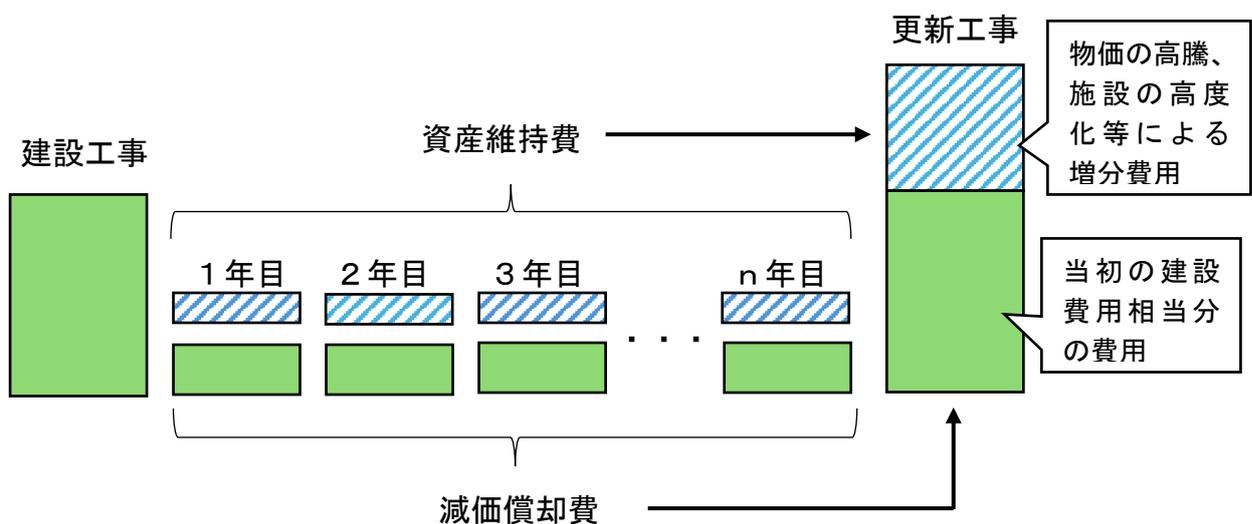
### 資産維持費について

#### 資産維持費とは

給水サービス水準の維持向上及び施設実施の維持のために、事業内に再投資されるべき費用です。

物価上昇による減価償却費の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応し、実態資産を維持し、適切な水道サービスを維持していくために総括原価へ算入すべきものとされています。この資産維持費が適切に原価算入されないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に保留されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。

#### 資産維持費のイメージ



対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高で将来的にも維持すべきと判断される償却資産です。

水道料金改定要領では、資産維持率3%が基準とされていますが、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、目標値を達成するため所要額を資産維持費として計上できるとされています。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$